

## 供給条件説明事項

この書面は、電気事業法第2条の13に基づき、お客さまが Sailer Energy 株式会社との間の電気需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ず事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、契約手続きに進んでいただきますようお願い致します。なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、別途お客さまに交付する「電気需給契約書」（以下「本契約書」といいます。）および「電気需給約款」に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではございませんので、その他詳細事項等は、本契約書および「電気需給約款」をご参照ください。

### 1. ご契約について

#### (1) 申込方法

Sailer Energy 株式会社指定の様式による申込。

#### (2) 契約期間

本契約書に記載の需給開始日から1年間。契約の更新については、本契約書に記載の条件に従います。なお、本契約を更新する場合、お客さまは、Sailer Energy 株式会社がインターネットのウェブサイトに記載する方法その他、Sailer Energy 株式会社が適切と判断した方法（以下「Sailer Energy 株式会社が適切と判断した方法」といいます。）により行うことおよび説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。詳細は、電気需給約款第20条をご参照ください。

#### (3) 供給開始予定日

お客さまと協議のうえ本契約書に定める日。

#### (4) 契約電力

① 特別高圧電力で電気の供給を受けるお客さま、および高圧電力で電気の供給を受けるお客さまのうち契約電力が500キロワット以上のお客さまは、Sailer Energy 株式会社と協議のうえ、本契約書に定める契約電力とします。

② 高圧電力で電気の供給を受けるお客さまのうち契約電力500キロワット未満のお客さまは、原則としてその1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のいずれか大きい値とします。詳細は、電気需給約款第6条第1項第1号をご参照ください。

#### (5) 供給電圧・周波数

##### <供給電圧>

特別高圧電力の供給電圧は、標準電圧20,000V以上とします。

高圧電力の供給電圧は、標準電圧6,000Vとします。

##### <周波数>

周波数は、お客さまのお住まいの区域ごとに以下のとおりとなります。

50Hz：東北電力管内、東京電力パワーグリッド管内

（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60Hz）

60Hz：中部電力管内

（ただし、長野県の一部は50Hz）

(6) 電気料金

毎月の電気料金は、(i)常時供給電力、(ii)予備電力、(iii)自家発補給電力および(iv)契約超過金について算定した料金の合計金額に、(v)再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものになります。

(i)～(iii)の料金は、それぞれ、「基本料金」と「電力量料金(燃料費調整額を含みます。)」の合計額となります。

各料金の料金単価は、本契約書および別途お客さまに交付する見積書の記載をご参照ください。

なお、市場連動型プランでご契約の需要家様は別紙「市場連動契約書特約事項」をご参照ください。

使用電力量の計量方法、料金の算定期間使用電力量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。ただし、一般送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、お客さまと Sailer Energy 株式会社による協議を踏まえ、Sailer Energy 株式会社と一般送配電事業者との協議により決定した値とします。料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとします。ただし、①電気の供給を開始した月、②電気需給契約を終了した月、③契約電力等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。

(7) 料金等の支払い方法

口座振替のみとなります。ただし、工事費等料金以外で本契約に基づき発生する金銭債務の支払いについては、振込みにてお支払いいただきます。料金が支払期日までに支払われない場合には、年10%の延滞利息を申し受けます。

2. 契約の変更または解約・解除

(1) お客さまからの申出による契約の変更または解約

<契約の変更>

本契約書記載事項の変更を希望される場合は速やかに Sailer Energy 株式会社に書面でその旨を通知していただきます。ただし、契約電力の変更は、変更希望日の1ヶ月前までに書面でその旨を通知していただき、Sailer Energy 株式会社の書面での同意が必要となります。なお、電気需給契約の締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には、Sailer Energy 株式会社の事前の同意がない限り契約電力を減少できません。詳細は、電気需給約款第18条をご参照ください。

<契約の解約>

契約の解約を希望される場合は、原則として解約希望日の3ヶ月前までに書面でその旨を通知していただきます。お客さまからの申出による解約が、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、お客さまは、電気需給約款第21条に基づく違約金を当社にお支払い頂きます。

(2) Sailer Energy 株式会社からの申出による契約の解除

お客さまが以下のいずれかに該当すると Sailer Energy 株式会社が判断した場合、Sailer Energy 株式会社は15日前までに書面で通知した上で、本契約を解除することがあります。

- ① 本契約またはその他関連する契約などに基づき相手方に対して負担する債務の履行を一部でも怠ったとき。
- ② 前号に掲げるもののほか、本契約の条項に違反したとき。
- ③ 差押、競売、破産、民事再生、会社更生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、

もしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき。

- ④ 振出しもしくは引受けた手形または小切手を不渡としたとき。その他支払停止をなしたとき。
- ⑤ 裏書もしくは保証した手形または小切手が不渡となり、不渡後 2 日以内にこれに代わる現金を支払わないとき。
- ⑥ 合併によらず解散したとき。
- ⑦ 相手方に通知せず組織または営業につき重大な変更をしたとき。
- ⑧ その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

### 3. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等

お客さまは、以下の事項をお守りください。

詳細は、電気需給約款第 15 条、(2)については第 12 条第 1 項から第 10 項をご参照ください。

- (1) 電気の供給開始に当たってまたはお客さまの都合による契約電力等の変更などのお客さまの都合に基づく事情により、Sailar Energy 株式会社が必要な設備を施設した場合または一般送配電事業者から設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合は、お客さまにその費用を負担していただきます。
- (2) 電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等のご連絡、必要がある場合の立入業務などにご協力いただくことがあります。

### 4. 契約に関わる注意事項

#### (1) 電気の供給者

供給する電気は、Sailar Energy 株式会社が生産するものであって、媒介事業者等が供給するものではありません。

#### (2) 電気需給約款の変更

Sailar Energy 株式会社が必要と判断した場合は、電気需給約款を変更することがあります。その場合、Sailar Energy 株式会社は、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の Sailar Energy 株式会社が適切と考える方法により周知します。また、料金単価の変更を伴う場合、Sailar Energy 株式会社は事前に新たな料金単価およびその適用開始日を書面でお客さまに通知します。なお、新たな料金単価をご承諾いただけない場合、お客さまは電気需給約款に定める手続きに従い、電気需給契約を解約することができます。詳細は、電気需給約款第 2 条をご参照ください。

#### (3) 媒介事業者に対する電気料金等のお支払い

Sailar Energy 株式会社が生産する電気の債権を譲渡している媒介事業者からご契約のお申込みをされた場合、電気料金等の支払先は、当該媒介事業者となり、電気料金等の支払条件についても、本契約書および電気需給約款にかかわらず、媒介事業者が別途定める条件となる場合があります。

#### (4) 切替前の供給契約

Sailar Energy 株式会社と新たに契約される場合、以前にご利用されていた小売電気事業者（以下、「旧事業者」といいます。）より違約金等を請求される場合があります。詳細は旧事業者にお問い合わせください。

#### (5) Sailar Energy 株式会社が生産する電気の供給に関する供給条

件を説明した書面を交付する場合（電気需給約款の変更に伴い、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合を含みます。）、お客さまは、Sailar Energy 株式会社 が適切と判断した方法により行うことおよび説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。詳細は、電気需給約款第 2 条をご参照ください。

5. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名 称：Sailar Energy 株式会社（登録番号 A0629）

住 所：新潟県新潟市中央区東堀通一番町 494 番地 3

電話番号：025-369-5842

受付時間：月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00

以上